

川辺 地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
玉川村	川辺地区	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕作面積	206 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	124 ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	48 ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14 ha
ii　うち後継者について不明の農業者耕作面積の合計	14 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積	7 ha
(備考)	

注1：③の「〇〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載する。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載する。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

川辺地区において、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は14haであるが、引受け意向のある農地面積は7haで、受け手が定まっていない農地の方が多い。また、地域内の担い手については、既に多くの農地を集積・集約しており、更に農作業受託も行い引受け限界が迫っている状況にある。一方で新規若手農業者の参入がなく、農業者の高齢化が進んでいる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

川辺地区全体としては、中心経営体である認定農業者5経営体及び基本構想水準到達者1経営体が中心となり、後継者がいない水田を担っていく。特に、圃場整備が行われている優良農地（母畑開パ整備区域）は優先的に活用保全していく。

中心経営体の高齢化も進むことから、地区外からの入作を希望する認定農業者や認定農業法人の受入れを促進する事により、市町村境付近の農地を守っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稻+露地野菜	1.8 ha	水稻+露地野菜	2.8 ha	地区全域
認農	農業者B	水稻+施設野菜	4.6 ha	水稻+施設野菜	5.6 ha	地区全域
認農	農業者C	水稻	5.8 ha	水稻+施設野菜	6.8 ha	地区全域
認農	農業者D	水稻+蕎麦	4.0 ha	水稻+蕎麦	6.5 ha	地区全域
認農	農業者E	水稻	6.4 ha	水稻	7.4 ha	地区全域
到達	農業者F	水稻	1.9 ha	水稻	2.4 ha	地区全域
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準達成者は「到達」と記載する。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年度の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

農地を貸したい（又は売りたい）の意向が確認された農地は、10haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

川辺地区全体を重点実施地区とし、将来の経営農地の集積化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、可能な限り、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな担い手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

現在、母畠地区国営総合農地開発事業で整備された地域以外の農地については、今後、農地中間管理機構関連農地整備事業（又はそれに類する圃場整備事業）の活用を地域内において協議・検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

当地区は、水稻を主とした農業であるが、近年米価の下落が進んでいることから、将来的には米のブランド化による高付加価値化を研究・実践していく。また、地域として園芸作物等の導入を検討していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

現時点において大きな被害は無いが、今後被害が生じた際に迅速に対応出来るよう、有害鳥獣駆除隊との連携体制を構築する。

災害対策への取組方針

阿武隈川氾濫による水害が懸念されることから、川辺地区として、水害時における対応マニュアルの作成を行う。

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

農地の所在（地番）	貸付け等の区分（m ² ）		
	貸付け	作業委託	売渡

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要である。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。